

中小企業の経営改善および地域活性化のための取り組み

シティ信金の概要

シティ信金とCSR

シティ信金の営業のご案内

資料編

■ 経営改善支援体制

当金庫では、経営改善支援について「お取引先の強みを生かし」「お取引先の視点に立って」「お取引先と一体となって」経営改善に取り組むことを基本方針とし、地域経済の活性化を目的として平成15年に、「企業支援センター（現・経営改善支援チーム）」を創設しました。

経営改善支援チームには、支店長経験者などのベテラン職員を配属し、お取引先ごとに具体的な経営改善方針や再生スキームを策定したうえで、大阪府中小企業再生支援協議会などの外部機関とも積極的に連携しながら、経営改善支援に取り組んでいます。

■ 企業再生取り組み状況

当金庫では、お取引先の中で経営改善支援が必要な先（令和2年度は133先）を選定し、お取引先ごとに具体的な経営改善計画や企業再生計画を策定したうえで、お取引先、営業店、本部が一体となって、経営改善支援に取り組んでいます。

具体的には、経営改善支援チームの専門スタッフによる経営課題についての助言・提案や、関係部署と連携してビジネスマッチング支援、技術開発支援などにも取り組んでいます。

併せて、中小企業診断士などの専門家を派遣するなど、きめ細かな経営改善サポートを実施しています。再生支援が必要なお取引先には、貸付条件の変更を行うほか、大阪府中小企業再生支援協議会とも連携し、事業再生方針の策定とその実施に取り組んでいます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取引先企業の本業支援、経営改善支援を強化するため、企業支援部と融資統括部再生支援部門を強化し、取引先企業の課題解決に取り組んでいます。本部職員が支援を必要としている取引先を訪問しヒアリングを実施、その中で経営上の問題点や課題を洗い出したうえで、必要な支援（本業支援や経営改善支援）を本部各部と連携して対応しています。

また、コロナ禍における府内中小企業金融の円滑化に資する

ため、大阪信用保証協会との連携のもと、保証付融資を通じ中小事業者への円滑でスピーディーな資金供給に貢献したとして、同協会から「コロナ対応特別表彰」を受賞しました。

なお、当金庫は中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」として認定を受けています。お取引先の持つ潜在能力・底力を引き出し、収益改善・経営力の強化を図る等、支援機能の発揮に取り組んでまいります。

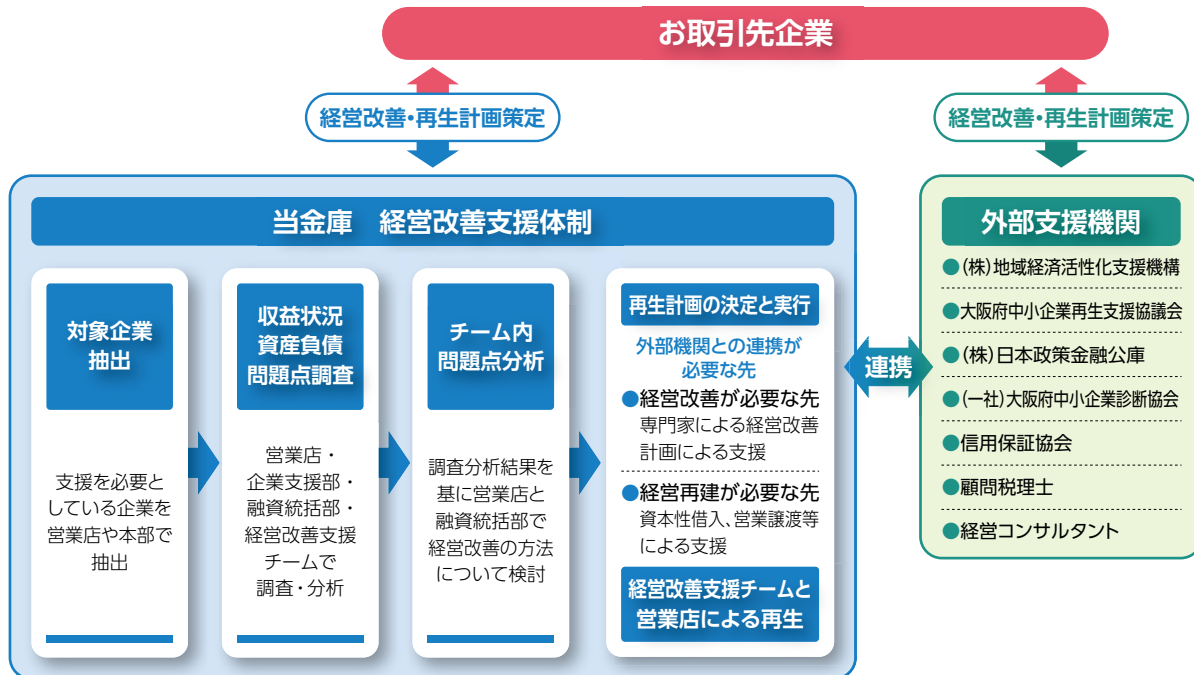


大阪信用保証協会 津組理事長から感謝状を受ける高橋理事長(右)

令和2年度の取り組み実績

- 経営改善支援取組先 133先
- 再生計画策定先 133先
- 再生計画策定率 100.0%

経営改善スキーム



■ 地域金融円滑化のための基本方針 (中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応)

大阪シティ信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。また、平成25年3月末日に中小企業金融円滑化法の期限が到来しましたが、これまでと変わりなく、きめ細かな支援を行い、金融仲介機能を積極的に発揮しています。

① 取り組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申し込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

② 地域金融円滑化のための体制整備

当金庫は、上記取り組み方針を適切に実施するため、中小企業金融円滑化法の期限到来後も以下のとおり、必要な体制整備を図っています。

- 中小企業金融円滑化法の期限到来後も、これまでと変わりなく迅速な対応を図り、きめ細かくご相談に応じるため基本方針、金融円滑化管理規程を定め、本部に金融円滑化管理責任者を配置し、お客さまの窓口となる営業店には、金融円滑化管理実務担当者を配置してお客さまのご相談に適切に対応する体制を整備しています。
- お客さまへのきめ細かな経営改善支援を行うため、本部内に経営改善支援チームを設置しています。
- 企業支援部がビジネスマッチングに関する情報の提供やさまざまなネットワークを活用し、お客さまを支援しています。
- お客さまの事業価値を見極める力(目利き力)を養うための研修、スタディーグループによる研究を行い、お客さまのご相談に適正に対応するためのコンサルティング機能の強化に取り組んでいます。
- 営業店に「金融相談窓口」を設置し、平日の営業時間に中小企業、住宅資金借入のお客さまの条件変更等のご相談に対応しています。

③ 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関からお借り入れのお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

なお、お客さまからのご相談・お問い合わせは、以下の相談窓口をご利用ください。

金融円滑化ご相談・お問い合わせ窓口

営業店

- 各営業店に「金融相談窓口」を設置し、営業店長と担当者を配置しています。
- 電話番号は47、48ページをご覧ください。
- 受付時間：当金庫営業日(平日)午前9時～午後3時

本部

- 融資統括部：金融円滑化相談窓口
- 電話番号：**06-6201-2889**
- 受付時間：当金庫営業日(平日)午前9時～午後5時

苦情受付窓口

- コンプライアンス部：苦情受付窓口
- 電話番号：**06-6201-2881**
- 受付時間：当金庫営業日(平日)午前9時～午後5時

新型コロナウイルスに関する電話相談窓口

- 電話番号：**0120-81-5670**
- 受付時間：当金庫営業日(平日)午前9時～午後5時

■ 「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて

十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和2年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は10,083件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は19.3%、保証契約を解除した件数は717件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)は0件です。

■ 新型コロナウイルスに関する支援体制

当金庫では、新型コロナウイルスの影響を受けているお取引先に対し、以下の支援を行っています。

① 事業に影響を受けている事業者さまへの支援

- 「新型コロナウイルスに関するご相談窓口」を設置
- 「新型コロナウイルス対策緊急支援融資」の取り扱い
- 新型コロナウイルス感染症関連の大阪府等融資制度の取り扱い
- 各種支援金の申請にかかる事前確認等の支援
- 「事業再構築補助金」にかかる事業計画策定支援
- 新型コロナウイルス感染拡大に関する調査結果の情報提供
- 新型コロナウイルス感染症対策に関する外部機関による支援策等の情報提供

② 個人のお客さまへの支援

- 住宅ローンの条件変更手数料の免除
- 個人向けカードローン、教育カードローンの優遇金利での取り扱い

③ 電話相談窓口の設置

- 電話番号：**0120-81-5670**
- 当金庫営業日(平日)午前9時～午後5時